

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良地方法務局長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

令和三年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成）
- 二 測量の地域 生駒市軽井沢町、門前町、西旭ヶ丘、緑ヶ丘、元町二丁目及び山崎町の 一部並びに新旭ヶ丘及び中菜畑一丁目の全部
- 三 測量の終了年月日 令和三年二月五日